

草刈り機械等の貸出しに関する要領

令和2年12月1日
国土整備部河川課

(目的)

第1条 この要領は、「河川パートナーシップ事業」の参加者の高齢化等による身体的負担の増大や、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少など、作業環境の厳しさが増していることに鑑み、草刈り機械の導入により作業環境の改善が図られるよう、宮崎県が保有する自走式草刈り機械及び関連附属品（以下「草刈り機械等」という。）の貸出しに関して必要な事項を定め、河川環境の整備を促進することを目的とする。

(貸出し対象草刈り機械等)

第2条 貸出しの対象とする草刈り機械等は、別表1のとおりとする。
2 草刈り機械等の貸出しほは、宮崎土木事務所、都城土木事務所、西都土木事務所、延岡土木事務所及び日向土木事務所（以下「関係土木事務所」という。）において行う。
3 河川課は別表2の草刈り機械等一覧表をホームページ等において公表し、貸出しの対象者に周知するものとする。

(貸出し対象団体)

第3条 草刈り機械等の貸出しの対象者は、関係土木事務所の長から「河川草刈り及び河川管理用通路補修作業報奨金交付要領」（平成16年7月30日県土整備部河川課定め（令和6年4月1日改定）。以下「パートナー要領」という。）第5条の規定により報奨金交付の決定を受け、当該決定を受けた関係土木事務所管内で草刈り作業を行う団体（当該団体が法人以外である場合は、その代表者）とする。ただし、これにより難い場合は、関係土木事務所は河川課と協議して対象者を定めることができるものとする。

(貸出しの要件)

第4条 草刈り機械等は、原則、パートナー要領第4条に規定する河川草刈り報奨金交付申請書（様式第1-1号）にて申請された区間において作業するときに貸し出すものとする。

(貸出しの期間)

第5条 草刈り機械等の貸出しの期間は、7日以内とする。

(貸出料)

第6条 草刈り機械等の貸出しほは無償とする。

(貸出しの申込み)

第7条 草刈り機械等の貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の1か月前から7日前までに、物品借用申請書（別記様式第1号）及び物品借用書（別記様式第2号）を記入し、草刈り作業を行おうとする河川区域を管轄する関係土木事務所の長に持参、郵送、メール又はFAXのいずれかにて提出しなければならない。

2 前項の規定により、物品借用申請書及び物品借用書を持参又は郵送以外で提出した場合は、草刈り機械等の受取り時に、物品借用申請書及び物品借用書の原本を持参し関係土木事務所に提出しなければならない。

(貸出しの承諾)

第8条 関係土木事務所は、貸出しの申込みを受け付けたときは、その内容を審査し、貸出しを適當と認めるときは草刈り機械等貸出し承諾書（別記様式第3号）、貸出しを不適當と認めるときは草刈り機械等貸出し不承諾書（別記様式第4号）により申込者に通知するものとする。

2 草刈り機械等の貸出しへは、原則として先着順とする。

3 関係土木事務所の長は、第1項の承諾に当たり、草刈り機械等の貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）が行うべき事項その他河川の管理上必要な事項について条件を付すものとする。

(草刈り機械等の運搬等)

第9条 草刈り機械等の運搬は、原則として借受者が行うものとする。

2 草刈り機械等の貸出し及び返却に当たっては、草刈り機械等確認表（別記様式第5号）により、借受者及び関係土木事務所の双方において草刈り機械等の汚損状況及び稼働状況を確認するものとする。

(費用負担)

第10条 草刈り機械等の運搬に要する費用は、借受者が負担するものとする。

2 借受者は自走式草刈り機械及び自走式法面草刈り機械を、給油可能容量の上限まで給油して返還し、その費用を負担するものとする。

3 エンジンオイル及び刃等消耗品の交換に要する費用並びに自走式草刈り機械の修繕に要する費用は、宮崎県が負担するものとする。ただし、借受者の故意又は重過失によって、草刈り機械等に故障若しくは破損が生じた場合又は草刈り機械等を亡失した場合の修繕又は買替に要する費用は、借受者が負担するものとする。

(貸出しに当たっての留意事項)

第11条 借受者は、草刈り機械等について、定まった用法に従い使用しなければならない。

- 2 借受者は、草刈り機械等を転貸し、又は借り受けた目的以外の目的に使用してはならない。
- 3 借受者は、関係土木事務所の長の許可なく草刈り機械等の改造、修繕その他現状を変更する行為をしてはならない。
- 4 借受者は、関係土木事務所の長が定める期日までに借用物品を返却をしなければならない。
- 5 借受者は、借用物品について関係土木事務所の長から返還請求があったときは、借用期限到来前であっても直ちに返還しなければならない。
- 6 草刈り作業中の事故又は第三者との紛争は、借受者の責任において対処しなければならない。
- 7 草刈り機械等の貸出し及び返還の受付時間は平日の9：00～16：00に限るものとする。

(報告を要する事由等)

第12条 借受者は、次の事由が生じたときは、速やかに関係土木事務所の長に報告しなければならない。(関係土木事務所窓口連絡先 別表3)

- (1) 承諾に当たり付された条件の履行ができなくなったとき。
 - (2) 草刈り作業を中止するとき。
 - (3) 草刈り機械等に破損、故障その他の異常が生じたとき。
 - (4) 草刈り作業中に河川管理施設その他の工作物の異常を発見したとき。
- 2 借受者は、次の事由が生じたときは、パートナー要領の第14条に規定する事故発生報告書(様式第7-1号)により速やかに関係土木事務所の長に報告しなければならない。
 - (1) 自走式草刈り機械の操作により、草刈り作業に従事する者が負傷したとき。
 - (2) 自走式草刈り機械の操作により、河川管理施設その他の工作物を損傷したとき。
 - (3) 自走式草刈り機械の操作により、第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。
 - 3 関係土木事務所の長は、前項の報告があった場合においては、必要に応じ、当該報告者に指示し、又は助言するものとする。

(貸出し承諾の取消し)

第13条 関係土木事務所の長は、次のいずれかに該当するときは、貸出しの承諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 借受者が、第11条に規定する留意事項に違反していると認められるとき。
- (2) 借受者が、偽りその他不正な行為により貸出しの承諾を受けたとき。
- (3) 自走式草刈り機械の故障により使用できなくなったとき。
- (4) 関係土木事務所の長が貸し出すことを適当でないと認めたとき。

(貸出物の管理)

第14条 物品の貸出しに当たり関係土木事務所の長は物品貸付整理簿（様式第6号）にて貸出し及び返却の管理を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、草刈り機械等の貸出し及び取扱いについての事項は別に定める。

2 この要領に定めのない事項は、関係土木事務所が河川課と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 貸出し対象草刈り機械等

種類	機種	適用作業条件	燃料（タンク容量）	燃費（目安）
自走式 草刈り機械	自走式草刈り 機械 (HRC664)	平面	無鉛レギュラーガソリン (5.4L)	フル稼働で半日 程度
	自走式法面草 刈り機械 (GC-M500)	平面、法面	混合燃料（無鉛レギュラー ガソリン：2サイクルガソ リンエンジン専用オイル＝ 50：1）(2.0L)	フル稼働で半日 程度
燃料携行缶	容量20L	—	—	—
アルミブリッジ	0.5 t 300幅×1800mm	—	—	—

※燃料携行缶（空の状態）、アルミブリッジは必要に応じて貸し出すものとする。

別表2 草刈り機械等一覧表

管理事務所	種類	配備数
宮崎土木事務所	自走式草刈り機械	2
	自走式法面草刈り機械	2
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4(セット)
都城土木事務所	自走式草刈り機械	2
	自走式法面草刈り機械	2
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4(セット)
西都土木事務所	自走式草刈り機械	1
	自走式法面草刈り機械	1
	燃料携行缶	2
	アルミブリッジ	2(セット)
延岡土木事務所	自走式草刈り機械	2
	自走式法面草刈り機械	2
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4(セット)
日向土木事務所	自走式草刈り機械	1
	自走式法面草刈り機械	1
	燃料携行缶	2
	アルミブリッジ	2(セット)

別表3 連絡先

事務所	所在地	部署	電話番号
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東1-9-10	用地課管理担当	0985-26-7285
都城土木事務所	都城市北原町24-21	用地課管理担当	0986-23-4512
西都土木事務所	西都市大字三宅字下鶴9451	総務課管理担当	0983-43-2221
延岡土木事務所	延岡市愛宕町2-15	用地課管理担当	0982-21-6143
日向土木事務所	日向市中町2-14	用地課管理担当	0982-52-4171